

(表)

平成 年 月
税 務 署

酒類販売管理研修の受講について

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9の規定に基づき、酒類小売業者(小売を行う酒類製造業者又は酒類卸売業者を含みます。)は、酒類の小売販売場ごとに酒類販売管理者を選任しなければなりません。

酒類販売管理者は、酒類販売管理研修(以下「研修」といいます。)を過去3年以内に受けた者の中から選任しなければなりませんので、酒類販売管理者として選任を予定している方が過去3年以内に研修を受講していない場合は、必ず受講させてください。

平成●年●月現在の当署周辺で開催が予定されている研修は、別添1「平成●年度 酒類販売管理研修実施予定表」のとおりです。また、研修実施団体の連絡先は別添2「各研修実施団体の連絡先」のとおりです。

研修を受講するためには研修実施団体への事前申込みが必要となりますので、受講を希望する研修を開催する研修実施団体にお問合せの上、お申込みください(他の研修実施団体及び税務署では申込みを受け付けておりません。)

※ 研修は、酒類小売販売場において酒類の販売業務の適正な管理を担っている酒類販売管理者について、致酔性を有する酒類の特性や酒類小売業者が遵守すべき酒類の販売業務に関する法令の知識の向上等を図ることにより、販売場における酒類の適正な販売管理の確保についてより実効性を高めることを目的として行うものです。

【受講申込時の留意事項】

別添1に掲載している研修については、実施日等が変更になっている場合や、定員に達したなどの理由により早期に申込みの受付を終了している場合があります。また、開催日が追加されている場合もありますので、事前に研修実施団体にお問合せいただくか、研修実施団体のホームページをご確認の上、お申込みください。

【この文書についてのお問合せ先】

〇〇税務署 酒類指導官部門 TEL00-1111-2222

※ この文書による行政指導の責任者は、△△税務署長です。

酒類販売管理者制度について

酒類は、致酔性などの特性を有する飲料であることから、未成年者飲酒防止をはじめとした酒類の販売管理に対する社会的要請が高まっています。こうしたことを背景として、平成 15 年 5 月に酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正により「酒類販売管理者制度」が導入され、平成 15 年 9 月から適用されています。

1 酒類販売管理者の選任義務

酒類小売業者は、販売場ごとに、酒類の販売業務に従事する者で、かつ、国税庁長官又は国税局長が指定する団体（小売酒販組合等）が実施する研修を過去 3 年以内に受講した者の中から「酒類販売管理者」を選任しなければなりません。

酒類小売業者（法人であるときはその役員）自身が酒類販売業務に従事し、かつ、研修を 3 年以内に受講している場合には、自ら酒類販売管理者となることができます。

また、選任された酒類販売管理者は、酒類小売業者又は酒類の販売業務に従事する使用人等に対し、これらの者が酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守してその業務を実施するため、必要な助言又は指導を行う必要があります。

なお、酒類小売業者は、酒類販売管理者が行う助言を尊重しなければなりません。

※ 酒類販売管理者を選任しなかった場合には、50 万円以下の罰金に処せられ、併せて免許が取り消されることがあります。

2 酒類販売管理者選任の届出義務

酒類小売業者は、酒類販売管理者を選任し、又は解任したときは、2 週間以内にその旨を所轄税務署長に届け出なければなりません。

※ この届出を怠った場合には、10 万円以下の過料に処せられることとなっています。

3 酒類販売管理者に定期的に研修を受講させる義務

酒類小売業者は、酒類販売管理者に、前回の受講から 3 年を超えない期間ごとに研修を受講させなければなりません。

※ 定期的に研修を受講させない場合には、勧告・命令を経て、50 万円以下の罰金に処せられ、併せて免許が取り消されることがあります。

4 標識の掲示義務

酒類小売業者は、酒類の小売販売場ごとに、公衆の見やすい場所に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講事績等を記載した標識を掲示しなければなりません。

研修の実施団体及び連絡先等は、別添 2 「各研修実施団体の連絡先」で確認いただくほか、国税庁ホームページでもご覧になれます。

【国税庁ホームページアドレス】 www.nta.go.jp/

ホーム>税について調べる>お酒に関する情報>酒類の販売管理>酒類販売管理研修実施団体の指定状況等及び研修実施予定について